

# 旭市部活動の方針

平成30年10月

旭市教育委員会

## 目次

- 1 方針策定の趣旨・・・・・・・・・・P1
- 2 学校教育における位置付けと意義・・・・・・・・P2
  - (1) 位置付け
  - (2) 運動部活動の意義
- 3 運動部活動の在り方に関する方針・・・・・・・・P5
  - (1) 本方針の扱い
  - (2) 適切な運営のための体制整備
  - (3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進するための取組
  - (4) 適切な休養日等の設定
  - (5) スポーツ環境の整備
- 4 学校及び顧問の役割・・・・・・・・・・P9
  - (1) 活動目標及び活動計画の作成
  - (2) 運営上の留意事項
  - (3) 保護者、地域との連携
  - (4) けがや事故の防止
- 5 おわりに・・・・・・・・・・P13

## 1 方針策定の趣旨

子供たちがスポーツや文化、科学等に親しみ、豊かな学校生活を送るとともに、基本的な生活習慣を身に付けたり、また、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現につながる運動習慣を身に付けたりすることは、「生きる力」を育む上で重要なことである。これまで、部活動は、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、学校教育の一環として行われ、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に、様々な成果をもたらしてきた。中でも運動部活動は、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る上で、大きな役割を果たしている。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化、多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、生徒数や教師数の減少等に伴い、市内中学校では、生徒の募集を停止したり、単独でのチーム編成ができなくなったりするなど、従前と同様の運営体制では維持することが難しくなっている。このような社会環境の変化や、指導者の不足、教師の多忙化の解消などの課題を踏まえ、部活動の在り方に関して見直しをする必要がある。

こうした中で、平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。このガイドラインにおいて、市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、国のガイドラインに則り、都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定するよう示された。

このことから旭市教育委員会では、旭市働き方改革実行委員会において、方針案の検討を開始した。その後、検討結果をもとに作成した方針案を、市内小・中学校へ公開し、広く意見を集め、市教育委員会での検討を重ねてきた。

本方針は、これら多くの検討の過程を経て作成されたものであり、部活動が持続可能なものとなり、児童生徒が多様な学びの機会を通して、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう必要となる事項をまとめたものである。

なお、中学校における運動部活動を主な対象としているが、各事項は運動部活動に限定されるものではない。したがって、文化部活動や小学校における音楽部等の部活動も準じて扱うものとする。

## 2 学校教育における位置付けと意義

### (1) 位置付け

運動部活動は、学校教育の一環として行われ、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が顧問（教師や指導員）の指導のもと、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を実現するものである。

学習指導要領では、次のように規定されている。

#### ●中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】

##### 第1章 総則

##### 第5 学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

### (2) 運動部活動の意義

学習指導要領解説保健体育編では、次のように規定されている。

#### ●中学校学習指導要領解説保健体育編（平成29年7月）【抜粋】

##### 第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

##### 3 部活動の意義と留意点等

部活動の指導及び運営等に当たっては、第1章総則第5の1ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、中学生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、

生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係に配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、

をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

(後略)

また、運動部活動には次のような意義があると考えられる。

- スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
- 体力の向上や健康の増進につながる。

- 異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築が図られる。
- 学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する。
- 保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。

このように、運動部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成を実現させる役割を果たしていると考えられる。よって、学校全体として、運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する必要がある。

具体的には、全職員の共通理解・協力体制のもと、次の点に配慮した運営に当たる。

- 職員会議等において、全職員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と顧問や指導者、また、顧問同士が相互に理解・支援しあうなど、組織的に取り組むことが大切である。
- 部活動を通じた生徒理解に努めるとともに、発達段階に応じて、能力や適性を見極め、その都度、健康状態を確認した上で、個に応じた指導を心掛けることが大切である。
- 保護者や関係団体等との連携を図りながら部活動を活性化させるとともに、外部指導者や部活動指導員の積極的な活用等を通じて、地域に信頼される学校づくりを進めることが大切である。

また、留意点としては、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないようにすること、健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むためのバランスの取れた運営と指導をすることなどがあげられる。

### 3 運動部活動の在り方に関する方針

#### (1) 本方針の扱い

本方針は、義務教育である中学校段階を主な対象とする。また、小学校段階についても対象とするが、児童の心身の発達の程度にさらに配慮するものとする。なお、旭市教育委員会では、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本方針に準じた取扱いをする。

#### (2) 適切な運営のための体制整備

##### ア 方針の策定

校長は、「旭市部活動の方針」に則り、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。また、運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」及び各運動部活動の年間の活動計画を公表し、毎月の活動計画等を所属する部活動の生徒及び保護者に知らせる。「学校の運動部活動に係る活動方針」については、毎年度、見直しをする。

##### イ 指導・運営に係る体制の構築

市教育委員会は、各学校の実態に応じて、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置できるよう努めるものとする。部活動指導員の任用・配置に当たっては、指導する種目に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者を基本とする。また、生徒の発達段階に応じた科学的な指導や安全面での指導等、部活動指導員の職務能力の向上に関すること、守秘義務や体罰を絶対にしないこと等、サービスの遵守に関することなどの研修を実施するものとする。

校長は、運動部顧問の決定に当たり、学校の校務全体が効率的・効果的に実施されるよう、教師の他の分掌や経験等を考慮して行う。また、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、教師や生徒の数、施設面等を踏まえ、運動部の数が適正であるか検討をする。

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行うことができるようにするとともに、各種通知を踏まえ、法令に則り、教員の勤務時間管理等を行いながら教員の負

担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

＜資料＞各種通知

- 1 「学校における働き方改革に関する緊急対策」平成29年12月26日  
文部科学大臣決定
- 2 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業  
務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」平成30年2月9日  
付け29文科初第1437号
- 3 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」平成29年  
3月14日付け28ス庁第704号

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進するための取組

ア 適切な指導の実施

校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、「運動部活動での指  
導のガイドライン」(平成25年文部科学省)、「運動部活動の在り方に関する総  
合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)、「安全で充実した運動部活  
動のためのガイドライン」(平成30年6月千葉県教育振興部体育課)及び本方  
針に則り、生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を尽くすとともに、体罰や  
ハラスメントの防止を徹底する。

また、運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を高  
めるために休養を適切に取る必要があることや、過度の練習がスポーツ  
障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこ  
と等を正しく理解する。また、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うこ  
とができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンア  
ウトすることなく活動を続けていけるよう留意する。さらに、スポーツにおけ  
る中央競技団体等の示す運動部活動における指導の手引等を参考にしたり、科  
学的トレーニングを積極的に導入したりする等の方法により、短時間で効果が  
得られる合理的でかつ効率的な指導を行うことができるよう努める。併せて、  
発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を身  
に付けることは重要である。

イ 体罰の根絶等

体罰は学校教育法で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反し、  
絶対に許されないことである。運動部顧問は、勝利至上主義に偏るあまり、生  
徒の人格を傷つける言動や体罰を厳しい指導として正当化することは決して



あってはならず、校長は、全職員の共通理解の下、体罰の防止を徹底する。また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないように併せて配慮する。

市教育委員会は、体罰やハラスメントの根絶に向け、適宜、支援及び指導・是正を行う。

#### (4) 適切な休養日等の設定

##### ア 適切な活動時間等

運動部活動は、様々な教育的価値があり人間形成に大きく役立つものであるが、適切な休養を伴わない、行き過ぎた活動は、教員、生徒ともに無理や弊害を生むという指摘もある。また、生徒の多様な体験の充実や心身の健全な成長を促進するという観点からも、部活動の適正化が必要である。

そこで、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下の基準を定める。

##### ●適切な活動時間

平日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日は、長くとも3時間程度とする。

これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する。

##### ●休養日の設定

課業期間中は、平日に1日以上、週末に1日以上の、少なくとも週当たり2日以上以上の休養日を設ける。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

長期休業中の休養日の設定は、課業期間中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

なお、校長は、3（2）アに掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、所属する部活動の生徒及び保護者に知らせる。

##### イ 地域や学校の実態を踏まえた工夫

休養日及び活動時間等の設定については、効率的・効果的な部活動の推進に向け、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等の工夫が考えられる。

## (5) スポーツ環境の整備

### ア 生徒のニーズを踏まえた環境

価値観の多様化した現代において、競技力向上を目指す者、楽しみながら体力向上を考える者、趣味としてとらえる者等、生徒や保護者の運動・スポーツに関するニーズは多様である。よって、単に競技力向上のみを目的とした運動部活動だけではなく、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための基盤となる体力づくり等を目的とする運動部活動も考えられる。

また、市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の部活動を設けることができない場合には、スポーツの機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒による合同部活動等の取組も検討する。

### イ 地域との連携

市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育協会や競技団体等との連携を進め、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を進める。また、各校がスポーツに関する専門的な指導を受けられるよう、部活動指導員のみならず、専門的な指導力を備えた地域の外部人材を指導者として活用することを推進する。これらの取組を進めることで、学校と地域・保護者が協力して、子供の健全な成長のための教育やスポーツ環境の充実を支援するといった体制が構築されるよう努める。

### ウ 参加する大会等の見直し

校長は、運動部が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう参加する大会等を精査する。

## 4 学校及び顧問の役割

### (1) 活動目標及び活動計画の作成

#### ア 目標の設定

活動目標の設定に当たっては、学校目標を踏まえた上で、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じバランスのとれた心身の成長を促すことに十分留意して設定する。

#### イ 計画の作成

部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものであるとはいえ、学校教育の一環として行われるものである。したがって、顧問による活動計画の作成に当たっては、学校の教育目標や指導方針に沿って行うことが必要である。

また、生徒には、スポーツの技能を高めたい、一定のペースでスポーツに親しみたい、信頼できる友人を見つけたいなど様々な目的や目標があるため、指導者としての一方的な方針により部活動を運営するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒のニーズ・意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、それに沿った活動計画を作成することも必要である。その際、長期的な期間や各学年等での練習内容とねらい、必要経費等を明確にし、入部の時や保護者会などの場を活用して生徒や保護者に説明し理解を得ることが重要である。加えて、年間を見通した活動日や参加予定大会日程等を明記することと併せ、月毎に、休養日及び活動日がわかる計画及びその実績を作成し、校長に提出することとする。校長は、年間の活動計画を公表し、毎月の活動計画等を所属する部活動の生徒及び保護者に知らせる。

なお、日々の活動を通して生徒等の意見や活動状況を把握する中で、適宜、目標や計画を見直していくことも大切である。

### (2) 運営上の留意事項

#### ア 指導上の配慮

顧問は、生徒自らが意欲をもって取り組むことができるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が必要である。生徒の良いところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導や叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれる。顧問の感情により指導内容や方法が左右されないような注意も必要である。

また、活動目標によっては、生徒に大きな肉体的負荷を課したり、精神的負荷を与えた条件の下での練習が想定されるが、活動にあたっては、常に、活動

環境及び生徒の疲労状況や精神状況をしっかりと把握することが重要である。キャプテン等特定の生徒に過剰な負担がかからないようにすることも必要である。

#### イ いじめ等の防止

部活動は複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、目的や技能が様々であることなどの特色をもっている。顧問は、生徒のリーダー的な資質能力の育成や、協調性と責任感の涵養、望ましい人間関係や人権意識の育成等を心がけるとともに、生徒への目配りを十分に行い、上級生による暴力行為等の発生を防止するなど、適切な集団づくりを行うことが求められる。また、いじめを起こさないためにも、学級担任や養護教諭等との連携を含め、様々な角度から生徒の姿を把握することが必要である。

#### ウ 会計の取扱

物品の購入や大会等への参加費の徴収など金銭に関わることについては、事前に校長の許可を得るとともに、会計報告等の作成により保護者への説明を丁寧に行う必要がある。また、領収書等の保管についても、学校としてルールを設けて、適切に対応し、説明責任を果たせるようにする。

### (3) 保護者、地域との連携

#### ア 保護者、地域の理解

部活動の指導対象は生徒であるが、保護者の理解を得ずに円滑に運営することはできない。生徒の考えが様々であるように、保護者にも様々な考えがあり、また、生徒とその保護者の考えが必ずしも同一とは限らない。部活動を運営するに当たり、年度当初の保護者会だけでなく、機会を捉えて、保護者や地域の意見を聞いたり、顧問の考えを伝える場を設けたりするなどし、保護者や地域の理解を得ることは大変重要である。この意思の疎通が、保護者や地域の部活動に対する応援にもつながり、指導の効果を一層高めることにもなる。

#### イ 保護者への協力依頼

大会の応援や、引退時の行事などにおいて、保護者の協力を求めることも考えられるが、仕事や家庭の理由などにより都合の付かない保護者も存在することから、過度な協力要請にならないよう十分な配慮が必要である。

#### 保護者との連携を深める方策

- 年間計画や練習計画（練習試合を含む）の案内
- 大会結果等、活動状況の報告
- 遠征や物品の購入等で必要となる経費の説明【必須】
- 保護者会等の開催
- 負傷や疾病時の対応方法の説明

#### （４）けがや事故の防止

##### ア 発達段階に応じた指導

運動部活動は、体を動かす活動が中心のため、けがや事故が起きる可能性が高い。また、生徒の能力や目標に応じて、より高い水準の技能や記録を目指すことから、思わぬ事故が起きる場合もある。けがや事故を防ぐために、顧問は指導技術を高めるとともに、各生徒の発達段階や体力、技術の習得状況等を把握し、生徒にとって無理のない練習となるよう留意する。特に、熱中症事故の防止のために、気象庁の高温注意情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等に応じて、活動時間の変更や中止等も視野に入れて柔軟に対応する必要がある。

また、大会での入賞や試合での勝利が目標の一つになることが多いため、心身に負荷のかかる練習も行われることがある。顧問は、生徒がまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、練習が過度の負荷とならないよう留意するとともに、体調等が優れない場合はすぐに申告できる雰囲気づくりに努めるようにする。

##### イ ルールの徹底

生徒一人一人に安全に関する知識や技能を身に付けさせ、生徒自身が積極的に自分や仲間の安全を守れるようにすることが望ましい。事故防止のために種目の特性に合わせて練習中や活動中に守るべきルールを定め、年度当初に全部員に周知するとともに、機会を捉えて繰り返し確認をするなどして、徹底を図ることが必要である。

学校外で活動をしたり、大会等で学校外の場所へ移動したりする際の安全指導は、あらかじめ部員全員に徹底する。学校外で活動する際、顧問もしくは代わりに責任を持てる者がつき、生徒だけで活動することがないようにするとともに、活動場所の安全点検や時間帯・人数・運動量等に配慮する。大会等で学校外の場所へ移動する際、顧問等の引率責任者がつくことを基本とする。特に、公共交通機関を利用する際のマナー等については、日頃から指導しておくこと

が望ましい。

#### ウ 施設・設備の点検

けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するためには、学校全体としての体制づくりが必要である。施設や設備の定期的な安全点検は法律で義務付けられているが、日常的な安全の確認や点検こそ望まれる。部として施設や用具を大切にす意識を高め、小さな不備も見落とさない視点を養成することが大切である。万一、施設・器具の不備や顧問の指導の瑕疵によってけがや事故が起きた場合の責任は大変大きく、刑事上の責任、行政上の責任、そして民事上の責任及び賠償責任が問われる場合もあることを顧問としてあらかじめ知っておくことが必要である。

#### エ 校内体制の整備

けが人や病人、あるいは不測の事態に備え、校内の緊急体制を整えておくことが必要である。けがや症状に応じた手当等の初期対応や、管理職への報告、医療機関や保護者へ連絡、記録の保存等について、校内体制を整備し職員間の共通理解を図ることは生命にも関わる事柄である。年度当初の早い時期に確認をするとともに、定期的にマニュアル等の見直しをすることが大切である。また、AEDを含む応急処置などの対応は、全職員が正確に行えるように訓練しておくことが望ましい。

通常、運動部活動は顧問が直接指導に当たるが、他の校務などで、活動場所に顧問が付いていられない場合もある。こうした場合の活動の在り方については、校内でルールを定め、全職員で共通理解を図りながら、他の職員との連携のもと、練習内容を工夫するなどして適切な指導を行うことが必要である。

#### 顧問不在時の留意点

- 日頃から安全指導や安全管理の徹底を図るとともに、直前にも確認を行い、安全に関する明確な指示をする。
- 複数の顧問間による連携や他の運動部活動顧問への監督依頼など、顧問間の支援体制を整える。
- 練習内容を安全性の高いものに変更したり、運動量を思い切って軽減したりするなど、練習内容を工夫する。
- 手立てのとれない場合は原則として活動を休止する。

## 5 おわりに

本方針は、持続可能な部活動の体制を構築し、児童生徒が生涯にわたって、豊かな生活を送ることができるよう、旭市の部活動の望ましい在り方について必要なことを定めたものである。

本方針を基に、これからも、市教育委員会や学校、生徒や保護者、また、関係団体や地域等が知恵を出し合い、運動部活動に対する意識を変えながら、生徒が知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、安心・安全な学校生活を送っていくことが望まれる。

各学校においては、実態に応じて、効率的で効果的な部活動指導が行われるよう工夫を凝らし、指導者の資質向上も図りながら、生徒にとって適切な部活動が運営されることを願うものである。

#### 参考・引用文献

- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」  
平成30年3月 スポーツ庁
- 「運動部活動での指導のガイドライン」  
平成25年5月 文部科学省
- 「運動部活動の現状について」  
平成29年5月 スポーツ庁
- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」  
平成27年7月 文部科学省
- 「学校事故対応に関する指針」  
平成28年3月 文部科学省
- 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」  
平成29年12月 公益財団法人日本体育協会
- 「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」  
平成30年5月 公益財団法人日本スポーツ協会
- 「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」  
文部科学省・独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」  
平成30年6月改訂 千葉県教育庁教育振興部体育課